

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の再開の届出 (")	1
○土地収用法に基づく事業の認定 (用地対策課)	1
○道路の区域変更 (道路課)	2
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	2
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定合格者審査の実施	2

告 示

高知県告示第769号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成24年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日
在宅リハビリテ 四万十市駅前町9-16 平24・11・30
ーションクリニ
ックあい

芸西クリニック 安芸郡芸西村和食甲1304-1 " " "
芸西薬局 安芸郡芸西村和食甲1372-1 " " "

高知県告示第770号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の再開について次のとおり届出があった。

平成24年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 再開年月日
上ノ加江診療所 高岡郡中土佐町上ノ加江2415 平成24・12・1
-1

高知県告示第771号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成24年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 起業者の名称
北川村
- 事業の種類
北川村役場庁舎拡張事業
- 起業地
(1) 収用の部分
安芸郡北川村野友甲地内
(2) 使用の部分
なし
- 事業の認定をした理由
平成24年10月12日に北川村から申請があった北川村役場庁舎拡張事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。
 - 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、北川村役場の消防防災・危機管理体制の充実強化を図るための執務室を整備するものであり、土地収用法第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に係る事業に該当する。
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業の起業者である北川村は、地方公共団体であり、本件事業は、同村が平成24年2月に策定した「北川村地域防災計画」を推進するために必要なものである。また、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
 - 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
本件事業の施行により得られる公共の利益について
北川村は、奈半利川流域に位置し、東を東洋町に、西を田野町及び安田町に、南を奈半利町及び室戸市に、北を馬路村及び徳島県海陽町に接し、並びに東西約17キロ

メートル及び南北約23キロメートルにわたる、面積196.91平方キロメートルの村である。

北川村の気候は、温暖で降雨に恵まれ、林野率が95パーセントであることから、杉及びヒノキを中心とした林業並びにゆず栽培、施設野菜等の農業が盛んである。特に、特産品であるゆず栽培については、これを地域振興の中核と位置付ける「北川村ゆず振興ビジョン」を策定し、同村役場が先頭に立って取り組んでいるところである。

一方、平成23年度に発生した台風災害に伴う復旧事業関連業務が山積していることに加え、平成23年3月11日の東日本大震災及び平成24年8月29日の内閣府からの南海トラフの巨大地震による新想定を発表を受けて、南海地震対策の推進が急務となり、ヘリポート等の整備、防災資材の備蓄、災害時要援護者の把握及び情報共有、住民の防災意識の向上による各世帯の災害対策の推進、自主防災組織の育成等、新たに多種多様な業務を行う必要性が高まっている。

また、北川村は、室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、馬路村及び芸西村とともに2市4町3村で安芸広域市町村圏を組織しているが、平成23年3月に策定した「第三次安芸広域ふるさと市町村圏計画」の中で、南海地震を想定した安全・安心な生活環境の確保を重点課題と位置付け、災害に強い圏域づくりに向けて、地震、津波、風水害等の自然災害に備えた防災対策を推進することとしている。北川村は、南海トラフの巨大地震による新想定においては、津波による浸水域にはなっていないが、当該計画に基づき、奈半利町等海岸沿いの集落住民等の救助活動及び避難計画に参画することとなっている。

これらの災害関連業務に対応するため、職員の増員及び会議室、宿泊施設等防災拠点となる施設の整備を計画し、執務スペースの確保を検討していたが、産業振興関係業務の拡大が行われている現在の同村役場本庁舎内には、災害関連業務に係る新たな執務スペースの確保は、不可能な状況である。

本件事業の施行により、執務スペースが確保されることから、防災に対する執務を行うだけでなく、災害発生時において、迅速な初動活動体制の確立、効率的な災害応急対策及び復旧活動の推進を図るための災害対策本部としての体制の充実強化がなされることとなり、安全かつ安心な地域社会づくりに一層貢献することができるものである。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について
 本件事業の起業者である北川村の調査によると、本件起業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき貴重な動植物及び文化財等は見受けられない。

また、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は高知県環境影響評価条例（平成11年高知県条例第5号）により環境影響評価が義務付けられた事業には該当しないが、起業者は、本件事業の施行に係る工事に当たっては、起業地周辺の生活環境に及ぼす影響をできる限り軽減する措置を講ずることとしている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討について

本件事業の候補地として、施設の管理及び利便性の観点から、同村役場本庁舎から至近距離にあり、かつ、接道状況が良い土地であることを必須条件に、3か所の候補地を選定し、更に経済性、環境面、合理性、効率性等も含め、あらゆる角度から適地性について比較検討が行われている。申請案は、同村役場に隣接しており、本庁舎と一体的に利用及び管理ができるため利便性に優れており、敷地内の既存建物についても、基礎及び躯体の状態が良好であるため改装して利用することができ、経済性、施設の立地環境面及び効率性でも優位であり、最も適切なものである。

また、本件事業に係る申請案の面積は、同村役場の災害対策業務の執務室を別棟において確保するために必要な面積であり、適当であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について
 ア 事業を早期に施行する必要性

近い将来に発生が想定される南海地震、台風等による風水害等自然災害の発生時において迅速な初動活動を行う上で、災害対策の推進が急務になっている。また、住民の生命、身体及び財産を災害から守るために、地震防災対策等の一層の充実強化に努め、消防防災・危機管理に対する住民の認識及び理解を向上させ、防災意識の高揚を図る必要がある。これらのことから、一刻も早い防災拠点となる施設の整備が強く望まれている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
 北川村役場

高知県告示第772号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年12月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 坂瀬吉野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡本山町坂本字池ノ迫445番1地先から 長岡郡本山町坂本字池ノ迫430番まで	前	5.0 7.8	91
	後	7.5 19.7	

高知県告示第773号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成24年12月25日

高知県知事 尾崎 正直

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
香南市西野 字チノ丸	768番5 768番10 768番11	4.91	30.42	

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第27号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成24年12月25日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

1 審査の区分、実施日及び開始時間並びに実施場所

(1) 審査の区分

検定規則附則第6条各号に掲げる審査の区分のうち、全ての警備業務に係る1級及び2級の審査

(2) 審査の実施日及び開始時間

平成25年2月28日（木）午前9時30分

(3) 審査の実施場所

高知市丸ノ内二丁目4番30号

高知県警察本部

2 審査の実施予定人員

50人

3 審査の対象者

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条第2項の規定により行われた1級の検定又は同項の規定により行われた2級の検定の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の交付を受けている者であって、高知県内に住所地（現に警備員である場合は、その属する営業所の所在地を含む。）を有するもの又は高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有するものとする。

4 審査の方法

1級及び2級の審査とも、学科試験及び実技試験とし、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

<p>(1) 学科試験 ア 警備業務に関する基本的な事項 イ 法令に関すること。 ウ 警備業務の実施に関すること。 エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 実技試験 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>5 審査の申請手続 審査を受けようとする者は、次のとおり審査の申請手続を行うこと。ただし、審査の実施予定人員に達した時点で申込みを締め切る。</p> <p>(1) 審査の申請の受付期間 平成25年1月28日（月）から同年2月1日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。</p> <p>(2) 審査申請書等の提出先 ア 審査を受けようとする者の住所地を管轄する警察署 イ 現に警備員である者で、高知県内に住所地を有しないものにあつては、その属する営業所の所在地を管轄する警察署 ウ 高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地及びその属する営業所のいずれも有しないものにあつては、旧検定合格証の交付を受けた警察署</p> <p>(3) 提出書類等 ア 審査申請書 1通 イ 高知県以外の公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地又はその属する営業所を有するものにあつては、当該住所を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 1通 ウ 写真（審査の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1枚 エ 審査の申請に係る旧検定合格証の写し 1通</p> <p>(4) 審査申請書等の提出方法 審査申請書等の提出は、審査を受けようとする者が直接行うこと。 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。</p> <p>6 審査申請手数料の額並びに納付の時期及び方法 審査を受けようとする者は、審査申請手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を審査申請時に納付すること。 なお、納付された審査申請手数料は、返還しない。</p>	<p>7 審査の実施に関し必要な事項 審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、旧検定合格証を持参すること。</p> <p>8 審査の実施に関する問い合わせ先 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備係担当係</p>	
--	---	--